

港区労働環境確保策について

平成28年1月

港区総務部契約管財課

労働環境確保策実施の背景と経緯

- ・ 公共サービス基本法（平成21年5月）
 - ・ 他自治体の動向（野田市：平成21年9月～ほか）
 - ・ 「担い手三法」の改正（平成26年6月）
- 港区では、国や他自治体の取組みを参考に、区が発注する契約の業務に従事する労働者等の良好な労働環境確保について検討を行ってきました。
- この度、区内事業者及び労働者の関係団体との意見交換会を踏まえ、平成28年4月1日から労働環境確保策を実施します。

対象となる契約①

工事請負契約：予定価格130万円超の案件

→契約方法は問わず

業務委託契約：専ら区の施設において、日常的に業務を行う形態の委託契約で、複数年にわたり契約を締結する案件（＝長期継続契約）

→入札又はプロポーザル方式により事業者選考している案件のみ

対象となる契約②

下請契約又は再委託契約

工事請負契約：全ての下請契約

※なお、公共工事においては、下請契約を締結する場合には、金額に関わらず施工体制台帳等の作成が義務付けられています。

業務委託契約：再委託協議を申請し、発注者（区）が承諾した再委託契約

対象となる労働者等

- 受注者又は受注関係者に雇用され、適用となる契約等の業務に従事する者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等）
- 「労働者派遣法」の規定により、適用となる契約等の業務に派遣される者
- 自らが提供する役務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との請負の契約により適用となる契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）

対象とならない労働者等

- 同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人
- ボランティア、会社役員等
- 適用となる契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者）
- 工事請負契約の場合における現場責任者（現場代理人、監理技術者、主任技術者）
- 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特定を受ける者 など

最低賃金水準額について①

最低賃金水準額の基準

港区では次の単価を基準に最低賃金水準額を算定します。

- 工事請負契約：毎年度、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるため決定する公共工事設計労務単価
- 業務委託契約：港区臨時職員取扱要綱に基づく港区臨時職員の賃金単価

最低賃金水準額について②

最低賃金水準額

契約の種類	最低賃金水準額(1時間あたり)
工事請負契約	<p>○ <u>公共工事設計労務単価 × 0.85 ÷ 8時間</u> (小数点以下第一位四捨五入)</p> <p>ただし、見習い・手元等の労働者の場合は、<u>港区臨時職員賃金単価</u>の「<u>一般作業区分</u>」</p>
業務委託契約	○ <u>港区臨時職員賃金単価</u>

→別紙「最低賃金水準額一覧」を参照

最低賃金水準額について③

判定用賃金額の算出①

受注者及び受注関係者は、対象となる労働者等に対し支給する賃金の1時間あたり単価（以下「判定用賃金額」という。）が、最低賃金水準額以上となっていることを、必ず確認してください。

【判定用賃金額 算出式】

判定用賃金額 = (実際に支払われる賃金 - 判定用賃金額を算出するにあたり対象としない賃金) ÷ 所定時間数 (時間給 = 1, 日給 = 所定労働時間数, 月給 = 1か月の平均所定労働時間数)

(※上記の賃金は、当該契約に従事したものに限りです)

最低賃金水準額について④

判定用賃金額の算出②

判定用賃金額を算出するにあたっての対象・対象外の賃金

区分	手当等の内容
対象となる賃金	毎月支払われる基本的な賃金
対象とならない賃金 (控除するもの)	<ul style="list-style-type: none">①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日での労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精・皆勤手当、通勤手当及び家族手当など <p>※一人親方の場合 調達した資材や持ち込んだ機械等に係る経費</p>

最低賃金水準額について④

最低賃金水準額との比較方法

①時間給・日給・月給の場合

「判定用賃金額」 ≥ 「最低賃金水準額」

②出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間あたりの金額に換算し、最低賃金水準額と比較します。

～事例～

(最低賃金水準額1,000円, 全て本施策の対象となる契約に従事したと仮定)

・事例1 月給の場合

基本給 (月給)	150,000円
職務手当 (月給)	20,000円
通勤手当 (月給)	9,000円
時間外手当	10,000円
合計	189,000円
1か月の平均所定労働時間	160時間
最低賃金水準額	1,000円

- ①最低賃金水準額の対象とならないもの(※)を控除
※通勤手当：9,000円、時間外手当：10,000円
⇒189,000円－(9,000円＋10,000円)＝170,000円
- ②①で求めた金額を時間単価に換算し、最低賃金水準額と比較
170,000円÷1か月の平均所定労働時間数(160時間)
＝1,062.5円(判定用賃金額) > 1,000円(最低賃金水準額)
⇒OK

・事例2 日給と月給の組み合わせの場合

基本給 (日給)	140,000円
(=7,000円×20日)	
職務手当 (月給)	20,000円
通勤手当 (月給)	9,000円
時間外手当	10,000円
合計	179,000円
1日の所定労働時間	8時間
1か月の平均所定労働時間	160時間
最低賃金水準額	1,000円

- ①基本給(日給)を時間単価に換算すると
7,000円÷1日の所定労働時間(8時間)＝875円
- ②職務手当(月給)を時間単価に換算すると
20,000円÷1か月の平均所定労働時間数(160時間)＝125円
- ※通勤手当、時間外手当は最低賃金水準額の対象とならない
- ③上記①と②を合計
875円＋125円＝1,000円(判定用賃金額)＝1,000円(最低賃金水準額)
⇒OK

労働環境チェックシートの提出

受注者は、労働環境確保策の**対象となる契約の契約締結後、速やかに**労働環境チェックシートに、

①労働基準法に関する事項

②労働安全衛生法に関する事項

③労働者災害補償保険・雇用保険法に関する事項

④健康保険・厚生年金保険法に関する事項

⑤ワークライフバランスに関する事項

の回答欄の「はい」又は「いいえ」をチェック(○を記入)し、港区契約管財課へ提出します。

なお、労働環境チェックシートは、受注者のみが作成します。

賃金給付状況シートの提出

受注者は、労働環境確保策の**対象となる契約の締結後、速やかに当該契約の業務に従事する労働者等の職種毎の最も低い「判定用賃金額」(※)を、賃金給付状況シートに記入し、港区契約管財課へ提出**します。

※受注者が他の事業者と下請契約又は再委託を締結した場合は下請又は再委託先の事業者も含めた中で、最も低い判定用賃金額

なお、「職種が増えた場合」、「最も低い『判定用賃金額』が変更となった場合」は、その都度、賃金給付状況シートの提出が必要となります。

申出・調査制度

区は、労働者等から書面により、契約の定めに疑義がある旨の申出を受け付けた場合は、必要に応じて調査を実施します。
チェックシートの内容に疑義がある場合も同様に調査します。

調査においては、就業規則等各種規程、賃金台帳等の帳簿、労働者の雇用及び勤務状況等の労働環境に係る関係書類の確認、実地調査、ヒアリング等を実施します。なお、必要に応じ、社会保険労務士等の専門家による専門的な調査を実施します。

調査の結果、契約に違反する事実があった場合、速やかに契約約款に基づき、改善指示を行います。

契約不履行があった場合のペナルティ

「最低賃金水準以上の賃金が給付されていない」、
「労働関係法令が遵守されていない」など、**労働環境確保に係る契約内容に不履行があり、改善指示を行っても、なお、改善されない場合には、その不履行の状況に応じ、契約解除又は港区入札参加有資格者指名停止要綱に基づく指名停止(36月)、若しくはその両方を措置**します。

契約約款の特記事項①

- ①労働関係法令を遵守すること
- ②区が定める最低賃金水準額以上の賃金を給付すること
- ③最低賃金水準額、申出先を労働者に周知徹底すること
- ④元請事業者は、下請事業者分も含め、労働環境チェックシート及び賃金給付状況シートを提出すること
- ⑤労働環境の疑義を申し出た者への不利益な取扱いをしないこと
- ⑥労働環境の確認のための現地調査を受け入れること
- ⑦労働環境の改善のための指示に従うこと
- ⑧社会経済への影響及び業務の公共性を認識し、労働者等の良好な労働環境の確保に努めなければならないこと
- ⑨①から⑧のほか、労働者等の良好な労働環境の確保に必要な対策を講じること
- ⑩契約の履行に違反したときは、契約解除又は指名停止若しくはその両方を措置することをあらかじめ了解すること

契約約款の特記事項②

契約約款には、前頁の項目に加えて「受注者の連帯責任」も定めます。

【内容】

下請契約又は再委託契約を締結する場合、次の項目を契約の条件とすること

①受注者は受注者と下請事業者又は再委託契約の相手方間(二次以下の下請事業者間等を含む。)でも契約約款に定める内容の遵守を書面にて明確にすること

②受注関係者が労働者等に対し支払った賃金等が最低賃金水準額に基づき算出する金額を下回ったときは、その差額に相当する額を受注関係者と連帯して支払わなければならないこと

その他～継続雇用の要請～

労働者の安定的な労働を確保するため、業務に従事する労働者等の当該契約期間における継続的な雇用に努めるとともに、業務委託契約の受注者が他の事業者に変更となる場合、新たに当該業務を受注する事業者に対し、当該業務に従事していた労働者を継続して雇用するよう書面により要請します。